

## 検察における児童からの聴取に関する取組状況

### 取組状況

○ 最高検察庁は、平成27年10月28日、「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(通知)を発出し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、児童が被害者又は参考人である事件については、警察及び児童相談所との更なる連携の強化を行うよう全国の地方検察庁に通知した。

○ 以後、各検察庁においては、より早期の段階から警察や児童相談所と情報交換を行った上、被害児童の事情聴取に先立ち、その負担を軽減するなどの観点から対応方針を協議するなどといった取組を行うとともに、代表者による事情聴取を相当数行うなどの対応をしてきた。

○ 飽くまで、法務省が把握している限りの数値であるが、児童が被害者又は参考人である事件であって、検察官が警察と児童相談所の双方又は一方と協議を行った上、三者ないし二者のうちいずれかが代表して事情聴取を行った事例は、平成27年10月28日から平成28年9月30日までの間に、**188例**である。

### 研修状況等

○ 法務省においては、検察官の経験年数等に応じた各種研修を行っているところ、その一環として、心理学上の知見を有する研究者等による児童の事情聴取方法に関する講義等を実施しているほか、民間団体が主催する児童の事情聴取方法に関する研修に検察官を派遣している。

○ 検察庁においても、各庁の実情に応じて、児童の事情聴取方法に関する関係機関との検討会や研究者等による講義等を実施している。